

スポーツ広場公園設置要綱

(平成30年 4月 1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康増進に寄与することを目的として設置するスポーツ広場公園について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツ広場公園」とは、主にスポーツの用に供するため、市内の空闲地等を活用して市が設置する公園に類する機能を有する場所をいう。

2 この要綱において「管理者」とは、市長からの委託を受けてスポーツ広場公園を管理する自治会又は市長が適用と認める団体をいう。

(設置の要望)

第3条 管理者となろうとする団体は、スポーツ広場公園の設置を要望するときは、スポーツ広場公園整備（新設・改良）要望書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置予定図
- (3) スポーツ広場公園の用に供する土地に係る土地使用承諾書（様式第2号）

(設置基準)

第4条 市長は、前条の規定による要望を受けた場合において、次の各号に掲げる基準を満たしていると認めるときは、スポーツ広場公園を設置することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) スポーツ広場公園の用に供する土地が次のいずれにも該当すること。
 - ア 有効面積が1,000平方メートル以上であること。
 - イ 市有地、市が使用の権原を有する公有地又はスポーツ広場公園として無償で使用することにつき土地の所有者から承諾を得た土地であること。
 - ウ 公衆用道路に接していること。
 - エ 利用者の安全を確保できると市長が認める場所であること。
 - オ 設置しようとするスポーツ広場公園の周辺にスポーツをすることができる公園等がないこと。
- (2) 管理者となろうとする団体が、既に他のスポーツ広場公園を管理していない

こと。

- (3) 隣接する家屋及び耕作地に迷惑を及ぼさないよう管理することができること。
- (4) スポーツ広場公園の設置について周辺住民の同意を得ていること。

(調査の実施)

第5条 市長は、第3条の要望書の提出を受けたときは、前条の設置基準を満たしていることを確認するために必要な調査を行うものとする。

(土地の使用貸借契約)

第6条 市長は、前条の調査の結果、スポーツ広場公園を設置することが適当であると認めた場合において、スポーツ広場公園の用に供する土地が市有地又は市が使用の権原を有する公有地以外の土地であるときは、当該土地の所有者との間で、次の各号の要件を満たす内容の土地使用貸借契約を締結する。

- (1) 貸借期間をスポーツ広場公園の整備のための工事等に着手するまでの日から5年以上とし、当初期間の経過後は貸借期間を5年として自動更新を行うこと。
- (2) 中途解約については、更新後の貸借期間においてのみ、協議により解約できることとし、解約予定日の6月前までに管理者の同意を得て、市に申し出ることを条件とすること。

2 前項の土地使用貸借契約は、様式第3号によるものとする。

(設置)

第7条 市長は、市有地若しくは市が使用の権原を有する公有地にスポーツ広場公園を設置することが適当であると認めた後又は前条の契約を締結した後に、スポーツ広場公園を設置するものとする。

2 市長は、スポーツ広場公園を設置したときは、その名称、位置、区域、供する主たるスポーツの用途及び供用開始の期日を告示するものとする。

(施設等の整備)

第8条 設置したスポーツ広場公園の整地及び外柵その他の必要な施設の整備は、市が予算の範囲内で行う。

(管理)

第9条 市長は、スポーツ広場公園を設置したときは、当該スポーツ広場公園の維持管理について、管理者と管理協定を締結する。

2 前項の管理協定は、様式第4号によるものとする。

3 管理者は、前項の管理協定に従い、善良なる管理者の注意をもって当該スポー

ツ広場公園の維持管理及び運営に当たらなければならない。

(利用方法等)

第10条 河川敷に設置されたスポーツ広場公園については、出水時その他の危険な場合には、利用してはならない。

2 スポーツ広場公園の管理、利用の方法、入場又は利用禁止その他スポーツ広場公園の利用について必要な事項は、管理者が現場に掲示するところによる。

(改良の要望)

第11条 管理者は、スポーツ広場公園の外柵及びその他の必要な施設に改良が必要となったときは、スポーツ広場公園整備（新設・改良）要望書を市長に提出しなければならない。

(区域の変更)

第12条 市長は、スポーツ広場公園の区域を変更しようとする場合は、その名称、位置、変更後の区域及び変更の期日を告示するものとする。

(廃止)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツ広場公園を廃止する。

(1) 廃止予定日の6月前までに、管理者からスポーツ広場公園廃止届（兼解約申入書）（様式第5号）が提出されたとき。

(2) 市と土地所有者との間の土地使用貸借契約が終了したとき。

2 市長は、スポーツ広場公園を廃止したときは、その名称、位置、区域及び廃止の期日を告示するものとする。

(固定資産税等の減免)

第14条 スポーツ広場公園の用に供する土地の所有者は、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の減免を受けようとする場合は、姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）第53条第2項に規定する申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほかスポーツ広場公園の設置について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(スポーツ広場公園設置要綱の廃止)

2 スポーツ広場公園設置要綱(昭和55年10月11日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際限に旧要綱の規定により設置されているスポーツ広場公園については、この要綱の規定により設置されたものとみなす。